



和歌山市公報

令和7年（2025年）6月16日
第1801号

発行所 和歌山市役所
発行日 毎月 1日 15日

目 次

【 規 則 】

番号		ページ
49	和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・（介護保険課）	2
50	和歌山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・（建築指導課）	3
51	和歌山市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則・・・・・・・・（保健対策課）	4
52	和歌山市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・（生活保健課）	5

【 告 示 】

210	市議会定例会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（財政課）	6
211	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	7
212	自転車等の移動及び保管・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	8
213	放置自転車等の処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（まちなみ景観課）	9
214	地縁による団体の告示された事項の変更の届出・・・・・・・・・・（市民自治振興課）	10
215	公示送達（令和7年度固定資産税・都市計画税納税通知書）・・・・・・（資産税課）	11
216	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・・・（指導監査課）	12
217	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出・・・・・・・・（指導監査課）	13
218	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（指導監査課）	14
219	介護保険法の規定による指定の取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・（指導監査課）	15

【 公 告 】

○	道路位置の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（建築指導課）	16
○	市有財産売却公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（管財課）	17
○	開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・（都市計画課）	22
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成・・・・・・・・・・（地籍調査課）	23

【 農業委員会公告 】

○	農業委員会総会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局）	24
---	--	----

【 企業局告示 】

22	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者・・・・・・・・（企業総務課）	25
23	和歌山市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出・・・・・・・・（企業総務課）	27

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 13 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 49 号

和歌山市介護保険施行規則の一部を改正する規則

和歌山市介護保険施行規則（平成 12 年規則第 95 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 32 号中「80 万円」を「80.9 万円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

（令和 7 年 6 月 13 日揭示済）

和歌山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 13 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 50 号

和歌山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

和歌山市建築基準法施行細則（平成 11 年規則第 69 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条に次の 1 項を加える。

- 5 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 282 号）第 2 の規定による特定行政庁が規則で付加する定期調査等の項目、方法及び結果の判定基準は、各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉をその項目とし、防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 723 号）別表第 1（1）から（5）までをその方法及び結果の判定基準とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

（令和 7 年 6 月 13 日揭示済）

和歌山市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 13 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 51 号

和歌山市予防接種事故災害補償規則の一部を改正する規則

和歌山市予防接種事故災害補償規則（平成 22 年規則第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「46,700,000 円」を「48,000,000 円」に改める。

第 4 条第 2 項第 1 号中「46,700,000 円」を「48,000,000 円」に改め、同項第 2 号中「31,096,000 円」を「31,960,000 円」に改め、同項第 3 号中「23,739,000 円」を「24,399,000 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の和歌山市予防接種事故災害補償規則（次項において「新規則」という。）第 3 条第 2 項の規定は、その死亡が行政措置予防接種（和歌山市予防接種事故災害補償規則第 2 条に規定する行政措置予防接種をいう。次項において同じ。）を受けたことによるものであると市長が認定した者で、当該者について身体の異常が生じたことを市長が知った日が令和 7 年 4 月 1 日以後の日であるものに係る同条第 1 項の規定による補償の額について適用する。
- 3 新規則第 4 条第 2 項の規定は、その障害が行政措置予防接種を受けたことによるものであると市長が認定した者で、当該者について身体の異常が生じたことを市長が知った日が令和 7 年 4 月 1 日以後の日であるものに係る同条第 1 項の規定による補償の額について適用する。

（令和 7 年 6 月 13 日揭示済）

和歌山市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 13 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

和歌山市規則第 52 号

和歌山市クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

和歌山市クリーニング業法施行細則（平成 9 年規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「（第 5 条において「従事者等」という。）」を削る。

第 5 条中「及び従事者等に係るクリーニング師免許証」を削り、同条ただし書を削る。

第 10 条に次の 1 号を加える。

- （8）亜塩素酸水の遊離塩素濃度が 1 リットルにつき 25 ミリグラム以上の水溶液中に摂氏 20 度以上で 10 分間以上浸す又は亜塩素酸水の遊離塩素濃度が 1 リットルにつき 50 ミリグラム以上の水溶液中に摂氏 10 度以上で 10 分間以上浸す方法

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和 7 年 6 月 13 日揭示済）

和歌山市告示第 210 号

和歌山市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 6 月 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 期日 令和 7 年 6 月 12 日
- 2 場所 和歌山市議会議場

（令和 7 年 6 月 5 日揭示済）

和歌山市告示第 211 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 5 月 16 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 5 月 22 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 5 月 20 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2,500 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4,000 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和 7 年 6 月 5 日揭示済)

和歌山市告示第 212 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、西浜 3 丁目 児童遊園、太田児童遊園、松島公園、松江連絡所	令和 7 年 5 月 16 日、同月 19 日、同月 21 日、 同月 26 日、同月 27 日及び同月 28 日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第 9 条の 2 第 2 項に該当したため

3 保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電 話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 費用

自 転 車	1 台につき	2,500 円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1 台につき	4,000 円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前 9 時から午後 6 時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市 都市建設局 都市計画部 まちなみ景観課 電話 435-1082

（令和 7 年 6 月 5 日揭示済）

和歌山市告示第 213 号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年条例第 9 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 5 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して 90 日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和 7 年 6 月 6 日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
J R 和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 2 月 19 日、同月 21 日及び同月 27 日	令和 7 年 3 月 6 日
J R 和歌山駅東口周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 2 月 20 日	令和 7 年 3 月 6 日
南海和歌山市駅前周辺自転車等放置禁止区域	令和 7 年 2 月 20 日	令和 7 年 3 月 6 日
和歌山市内一円市道上及び無料駐輪場	令和 7 年 2 月 25 日	令和 7 年 3 月 6 日

4 処分自転車等の保管場所

名 称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏 167 番 1

電 話 422-4100

（令和 7 年 6 月 5 日掲示済）

和歌山市告示第 214 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、地縁による団体の告示
された事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 9 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

（登載省略）

（令和 7 年 6 月 9 日揭示済）

和歌山市告示第 215 号

固定資産税及び都市計画税納税通知書を別紙の者に発送したところ、住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため送達ができないので、和歌山市税条例（昭和 29 年条例第 30 号）第 16 条の規定により、次のとおり告示する。

なお、送達すべき固定資産税及び都市計画税納税通知書は、資産税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和 7 年 6 月 13 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

- 1 送達書類の名称 令和 7 年度固定資産税・都市計画税納税通知書
- 2 納 期 限 令和 7 年度第 1 期分の納期限は、令和 7 年 6 月 30 日とする。

（別紙省略）

（令和 7 年 6 月 13 日揭示済）

和歌山市告示第 216 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 16 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険 事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 06863	医療法人療明会	すみれ訪問介護事業所 和歌山市堀止南ノ丁 3 番 29 号	訪問介護	令和 7 年 5 月 31 日

（令和 7 年 6 月 16 日 揭示済）

和歌山市告示第 217 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 6 2 の 3 第 2 項第 4 号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第 1 号事業に関する規則（平成 28 年規則第 94 号）第 16 条の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 16 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
27712 00595	有限会社ベル・ヴィラージュ	ケアステーション成美の里 大阪府泉南郡岬町多奈川谷 川 1633 B 棟 102 号	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和 7 年 5 月 12 日
30701 06863	医療法人療明会	すみれ訪問介護事業所 和歌山市堀止南ノ丁 3 番 2 9 号	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和 7 年 5 月 31 日

（令和 7 年 6 月 16 日揭示済）

和歌山市告示第 218 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文及び第 53 条第 1 項本文による指定をしたので、同法第 78 条及び第 115 条の 10 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 16 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

介護保険 事業者番号	事業者又は開設者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30601 91750	株式会社 KNC 企画	訪問看護ステーション向日葵 和歌山市新中島 63-5	訪問看護 介護予防訪問 看護	令和 7 年 6 月 1 日

（令和 7 年 6 月 16 日揭示済）

和歌山市告示第 219 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項、第 84 条第 1 項、第 115 条の 9 第 1 項及び第 115 条の 29 第 1 項の規定による指定の取消しを行ったので、同法第 78 条、第 85 条、第 115 条の 10 及び第 115 条の 30 の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 16 日

和歌山市長 尾花 正啓

介護保険 事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	取消年月日
30701 13745	有限会社 LOHAS	福祉用具ステーション S t a n d u p 和歌山市紀三井寺 6 5 5-1 コンフォート 紀三井寺 107	福祉用具貸与 介護予防福祉用 具貸与	令和 7 年 5 月 30 日
30701 13745	有限会社 LOHAS	福祉用具ステーション S t a n d u p 和歌山市紀三井寺 6 5 5-1 コンフォート 紀三井寺 107	特定福祉用具販 売 特定介護予防福 祉用具販売	令和 7 年 5 月 30 日
30701 13174	有限会社 LOHAS	ほっとケアマネステー ション 和歌山市紀三井寺 6 5 5-1 コンフォート 紀三井寺 107	居宅介護支援 介護予防支援	令和 7 年 5 月 30 日

（令和 7 年 6 月 16 日掲示済）

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号による道路の位置を次のとおり指定し公告する。

令和 7 年 6 月 6 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和 7 年 6 月 3 日 和建指第 2779 号	和歌山市出水字四反長 35 番 2 の一部 、	和歌山市中之島 1518 番 地 中之島 801 ビル 5 階 ヤマイチ・ユニハイムエス テート株式会社 代表取締役 山田 茂	6.00m × 37.89m 37.89m

（令和 7 年 6 月 6 日揭示済）

市 有 財 産 売 却 公 告

市有財産（土地及び建物付土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 10 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 一般競争入札により売却する物件

以下の 13 件の土地及び建物付土地を個別に入札し、それぞれ売却する。

物件 番号	所 在 地 番	地目及び 構造	実測地積（㎡）	最低入札予定 価格（円）
1	関戸四丁目 377 番 30	宅地	136.34	5,870,000
2	関戸四丁目 377 番 51	宅地	129.33	5,450,000
3	関戸四丁目 377 番 58	宅地	138.21	5,720,000
4	今福二丁目 7 番 8	宅地	126.23	7,430,000
5	今福二丁目 7 番 25	宅地	147.49	10,240,000
6	今福二丁目 7 番 30	宅地	170.22	11,400,000
7	和歌浦東三丁目 642 番 3	宅地	319.08	25,000,000
	和歌浦東三丁目 1	居宅	34.71	
	和歌浦東三丁目 1	居宅	34.71	
8	中之島 498 番 9	宅地	120.69	5,480,000
	中之島 498 番地 5	居宅	27.80	
	中之島 498 番地 5	居宅	27.80	
9	雄松町二丁目 16 番	宅地	9.60	10,600,000
	雄松町二丁目 17 番	宅地	108.57	
	雄松町二丁目 18 番	宅地	128.07	
	雄松町二丁目 19 番	宅地	121.95	
10	雄松町五丁目 21 番 1	公園	655.81	36,600,000
11	三沢町四丁目 17 番 2	宅地	345.96	31,600,000
	三沢町四丁目 18 番	宅地	1616.68	
12	湊 8 番 2	ため池	1808.57	15,600,000
13	つつじが丘三丁目 29 番 10	宅地	172.90	5,570,000

2 一般競争入札の参加資格

入札参加資格者は、日本国内に住民登録をしている個人及び日本国内で法人登録している法人とする。ただし、次の事項に該当する者は、入札に参加することができない。

- （1）地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）及び同法の規定による固定資産税を滞納している者
- （2）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する

事務に従事する本市職員

- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に該当する者並びに同条第 2 項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しないもの及びそのものを代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (5) 和歌山市が行う契約からの暴力団排除に関する合意書 2 に規定する排除措置の対象となる法人等である者

3 一般競争入札参加案内を配布する場所及び期間

- (1) 場所 和歌山市七番丁 23 番地 和歌山市財政局財政部管財課
和歌山市ホームページ (<http://city.wakayama.wakayama.jp/>)
- (2) 期間 令和 7 年 6 月 10 日（火）から同年 7 月 10 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

4 一般競争入札の参加申込み

- (1) 場所 和歌山市七番丁 23 番地 和歌山市財政局財政部管財課
- (2) 期間 令和 7 年 6 月 10 日（火）から同年 7 月 10 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 方法 持参、郵便又は信書便（提出期間内に到着したものに限る。）によるものとし、電送によるものは受け付けない。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 和歌山市七番丁 23 番地 和歌山市財政局財政部管財課
- (2) 期間 令和 7 年 6 月 10 日（火）から同年 7 月 10 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

6 現場説明の日時及び場所

1 に示した、その所在する現地で、次のとおり現場説明を行う。

物件 番号	日 時	場 所
1	令和 7 年 8 月 7 日（木）午後 1 時 10 分	関戸四丁目 377 番 30
2	令和 7 年 8 月 7 日（木）午後 1 時 30 分	関戸四丁目 377 番 51
3	令和 7 年 8 月 7 日（木）午後 1 時 50 分	関戸四丁目 377 番 58
4	令和 7 年 8 月 7 日（木）午前 11 時 00 分	今福二丁目 7 番 8
5	令和 7 年 8 月 7 日（木）午前 11 時 20 分	今福二丁目 7 番 25
6	令和 7 年 8 月 7 日（木）午前 11 時 40 分	今福二丁目 7 番 30
7	令和 7 年 8 月 7 日（木）午後 2 時 15 分	和歌浦東三丁目 642 番 3 和歌浦東三丁目 1 和歌浦東三丁目 1

8	令和 7 年 8 月 7 日（木）午前 10 時 00 分	中之島 498 番 9 中之島 498 番地 5 中之島 498 番地 5
9	令和 7 年 8 月 8 日（金）午前 9 時 30 分	雄松町二丁目 16 番 雄松町二丁目 17 番 雄松町二丁目 18 番 雄松町二丁目 19 番
10	令和 7 年 8 月 8 日（金）午前 9 時 50 分	雄松町五丁目 21 番 1
11	令和 7 年 8 月 8 日（金）午前 10 時 10 分	三沢町四丁目 17 番 2 三沢町四丁目 18 番
12	令和 7 年 8 月 7 日（木）午前 10 時 35 分	湊 8 番 2
13	令和 7 年 8 月 8 日（金）午前 11 時 00 分	つつじが丘三丁目 29 番 10

7 入札及び開札の日時及び場所

物件 番号	日 時	場 所
1	令和 7 年 8 月 27 日（水）午前 10 時 00 分	和歌山市役所 本庁舎 5 階入札室
2	令和 7 年 8 月 27 日（水）午前 10 時 15 分	和歌山市役所 本庁舎 5 階入札室
3	令和 7 年 8 月 27 日（水）午前 10 時 30 分	和歌山市役所 本庁舎 5 階入札室
4	令和 7 年 8 月 27 日（水）午前 10 時 45 分	和歌山市役所 本庁舎 5 階入札室
5	令和 7 年 8 月 27 日（水）午前 11 時 00 分	和歌山市役所 本庁舎 5 階入札室
6	令和 7 年 8 月 27 日（水）午前 11 時 15 分	和歌山市役所 本庁舎 5 階入札室
7	令和 7 年 8 月 27 日（水）午前 11 時 30 分	和歌山市役所 本庁舎 5 階入札室
8	令和 7 年 8 月 27 日（水）午後 1 時 30 分	和歌山市役所 本庁舎 5 階入札室
9	令和 7 年 8 月 27 日（水）午後 1 時 45 分	和歌山市役所 本庁舎 5 階入札室
10	令和 7 年 8 月 27 日（水）午後 2 時 00 分	和歌山市役所 本庁舎 5 階入札室
11	令和 7 年 8 月 27 日（水）午後 2 時 15 分	和歌山市役所 本庁舎 5 階入札室
12	令和 7 年 8 月 27 日（水）午後 2 時 30 分	和歌山市役所 本庁舎 5 階入札室
13	令和 7 年 8 月 27 日（水）午後 2 時 45 分	和歌山市役所 本庁舎 5 階入札室

8 入札の方法及び到着期限

郵便による入札とする。

令和 7 年 8 月 26 日（火） 日本郵便株式会社 和歌山中央郵便局必着

9 入札の無効

本公告に示した競争入札の参加資格のない者及び競争入札の参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに一般競争入札参加案内に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

10 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者が希望する買受金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金で令和 7 年 8 月 18 日（月）から同年 8 月 20 日（水）までの午前 9 時から午後 3 時までに入札場所において納付しなければならない。
- (3) 落札者以外の入札保証金は、入札終了後 30 日以内に口座振替により還付する。
- (4) 落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金の納付後還付する。ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しない場合は、入札保証金は本市に帰属する。

1.1 契約及び契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付した上で、令和 7 年 9 月 3 日（水）までに契約を締結しなければならない。ただし、売買契約締結期限延長に関する申請を行った者で、売買契約締結期限延長決定通知書の交付を受けたものは、決定を受けた期限までに、売買代金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付した上で、売買契約を締結しなければならない。

1.2 売買代金の納付

契約を締結した者は、当該契約に係る売買代金を契約締結の日から 20 日以内に一括で納付しなければならない。

1.3 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、最低入札予定価格以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 最高の価格の入札者が 2 人以上あるときは、くじによる落札者の決定を行う。
- (3) 開札の結果、最高入札価格が最低入札予定価格に達しないときは、入札はなかったものとする。

1.4 その他

- (1) 入札に関する事務を担当する部局

和歌山市七番丁 23 番地

和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班

電話 073-435-1032（直通）

- (2) 物件及び契約に関する事務を担当する部局

物件番号 1～8 和歌山市都市建設局建築住宅部住宅第 1 課管理班

電話 073-435-1098（直通）

物件番号 9～11 和歌山市都市建設局建築住宅部住宅第 2 課管理班

電話 073-435-1103（直通）

物件番号 12 和歌山市産業交流局農林水産部耕地課管理班

電話 073-435-1051（直通）

物件番号 13 和歌山市財政局財政部管財課財産管理活用班

電話 073-435-1032（直通）

- (3) 契約書作成の可否

必要である。

- (4) 議会の議決

不要である。

（令和 7 年 6 月 1 0 日揭示済）

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年6月10日

和歌山市長 尾 花 正 啓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山市楠本字新堂後338番1、338番2、338番4の一部、339番4、水路	(登載省略)

(令和7年6月10日揭示済)

公告

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和 32 年総理府令第 71 号）第 30 条第 2 項の規定により筆界案を作成したので、同条第 5 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 11 日

和歌山市長 尾 花 正 啓

1 土地の所在・地番

和歌山市本脇字池尻坪 3 3 5 番 1
和歌山市本脇字池尻坪 3 5 3 番 1
和歌山市本脇字池尻坪 3 5 4 番 1
和歌山市本脇字弓場坪 2 8 3 番 1 7
和歌山市本脇字弓場坪 2 8 4 番 4
和歌山市本脇字弓場坪 2 8 4 番 5
和歌山市本脇字弓場坪 2 8 9 番 1
和歌山市本脇字弓場坪 2 8 9 番 2
和歌山市本脇字弓場坪 2 8 9 番 4
和歌山市本脇字弓場坪 2 9 0 番 1
和歌山市本脇字弓場坪 2 9 0 番 1 1
和歌山市本脇字弓場坪 2 9 1 番 1
和歌山市本脇字弓場坪 2 9 1 番 4
和歌山市本脇字弓場坪 2 9 3 番 1
和歌山市本脇字弓場坪 2 9 3 番 2
和歌山市本脇字弓場坪 2 9 3 番 1 1
和歌山市本脇字弓場坪 2 9 3 番 1 2
和歌山市本脇字弓場坪 2 9 4 番 1
和歌山市本脇字弓場坪 2 9 4 番 4

2 筆界案を確認することができる場所

名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁 1 1 番地 1 アラスカビル 2 階
電話 0 7 3 - 4 3 5 - 1 0 7 5

3 筆界案を確認することができる者

1 に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者

4 筆界案の作成者

和歌山市

5 3 に記載した者は、公告の日から 20 日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3 に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

（令和 7 年 6 月 11 日揭示済）

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 7 年 6 月 5 日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績

- 1 開催日時
令和 7 年 6 月 10 日 13 時 00 分
- 2 開催場所
和歌山市農業委員会事務局 会議室
- 3 審議案件
 - （1）農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - （2）農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
 - （3）農用地利用集積等促進計画に対する意見について
 - （4）非農地通知について
 - （5）令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況
その他事務の実施状況の公表について
 - （6）和歌山市農業委員会委員の辞任について

（令和 7 年 6 月 5 日揭示済）

和歌山市企業局告示第22号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2の規定により、和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定の更新がされた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第2号の規定により告示する。

令和7年6月11日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
和歌山市湊四丁目13番5号 株式会社スミエイ 代表取締役 高 光伸	株式会社スミエイ	和歌山市湊四丁目13番5号	平成10年4月16日	第190号
和歌山市出島8番地1 株式会社平成建機 代表取締役 大島 たみ恵	株式会社平成建機	和歌山市出島8番地1	令和2年11月10日	第610号
和歌山市加納10番地7 大栄設備 代表者 竹本 雄一	大栄設備	和歌山市加納10番地7	平成10年4月2日	第197号
大阪府堺市堺区神石市之町2番1号 マルショウ住設株式会社 代表取締役 松尾 匡司	マルショウ住設株式会社	大阪府堺市堺区神石市之町2番1号	令和3年4月26日	第616号
和歌山市園部1590番地88 樋渡設備 代表者 樋渡 稔生	樋渡設備	和歌山市園部1590番地88	平成10年4月6日	第201号
和歌山市松江北五丁目8番11号 有限会社ロータリーサービス 代表取締役 富士本 和杜	有限会社ロータリーサービス	和歌山市松江北五丁目8番11号	平成10年4月10日	第208号
和歌山市岩橋1153番地10 大家設備 代表者 大家 孝太	大家設備	和歌山市岩橋1153番地10	平成11年3月24日	第241号
大阪府岸和田市藤井町二丁目21番24号 株式会社KITAGAWA 代表取締役 北側 隆之	株式会社KITAGAWA	大阪府岸和田市藤井町二丁目21番24号	令和3年2月25日	第611号
和歌山市鷺ノ森東ノ丁5番地 株式会社高橋組 代表取締役 濱田 良治	株式会社高橋組	和歌山市鷺ノ森東ノ丁5番地	平成10年5月8日	第188号

和歌山県海南市名高 4 5 0 番地 株式会社中村工業 代表取締役 中村 浩己	株式会社中村工業	和歌山県海南市名高 4 5 0 番地	平成 10 年 9 月 4 日	第 2 1 6 号
大阪府貝塚市石才 2 7 番地 1（305） ミナミ設備株式会社 代表取締役 南 勝憲	ミナミ設備株式会社	大阪府貝塚市石才 2 7 番地 1（305）	令和 3 年 4 月 1 日	第 6 1 4 号
和歌山県橋本市神野々 1 1 4 5 番地の 1 株式会社まえだ住宅設備 代表取締役 前田 陽一郎	株式会社まえだ住宅設備	和歌山県橋本市神野々 1 1 4 5 番地の 1	平成 10 年 6 月 1 2 日	第 2 1 3 号

(令和 7 年 6 月 1 1 日揭示済)

和歌山市企業局告示第 23 号

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 7 の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者から事業の廃止の届出があったので、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成 10 年水道局規程第 2 号）第 27 条第 3 号の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 11 日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	廃止届出年月日	登録番号
和歌山市北出島 1 丁目 4 番 27 号 有限会社中山配管工業所 代表取締役 中山 一成	有限会社中山 配管工業所	和歌山市北出島 1 丁目 4 番 27 号	令和 7 年 5 月 1 日	第 22 号
和歌山市杭ノ瀬 194 番地 1 東和第 7 住宅 2-1 和平工業 代表者 岸田 貴裕	和平工業	和歌山市杭ノ瀬 1 94 番地 1 東和 第 7 住宅 2-1	令和 7 年 5 月 20 日	第 353 号

（令和 7 年 6 月 11 日揭示済）